

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成13年6月25日

朝銀青森信用組合

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1 ~ 2
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	2
1. 与信業務	2 ~ 3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産の状況	4
5. 不良債権の状況	4 ~ 5
III. 事業譲渡等の見込みについて	5
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の確立	5
2. 具体的施策	5
3. 事業譲渡の見込み	6

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成11年5月12日に開催した定例理事会において、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第68条に基づく申出を行うことを可決承認し、同年5月14日に破綻の公表をいたしました。その後金融再生委員会より平成12年12月16日金融再生法第8条第1項第1号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。金融整理管財人は、金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月16日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり、本報告書の内容については必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、これらにつきましても、後日、より深く明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、青森県内在住在日朝鮮人の企業活動と生活の向上を目的として青森市に本店をおいて昭和43年12月20日設立されました。事業地域については青森県下一円とし、昭和55年9月22日には八戸支店を開設（平成11年12月24日廃止）し、青森市を中心とした津軽地区は本店営業部が、八戸市及びその近隣地区は八戸支店が担当して運営してまいりました。業務運営体制は主として訪問・集金活動により小口の月掛定期積金や比較的大口の定期預金を集め、それを主に青森県内在住在日朝鮮人が経営する中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引先であるパチンコ店等の遊技業、飲食業、特殊ホテル業などを中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の内容悪化が進むこととなりました。

当組合ではこの様な経営内容不良先に対し、安易な返済期日の延長や書替、条件変更、利息分の一部貸増や免除等を行うなどの方法で不良債権を正常債権であるかの様に取り繕ってまいりました。

また、内部牽制機能の形骸化から協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という。）第6条で準用する銀行法第13条に反する実質同一人に対する信用の供与等の限度額を大幅に超える貸出が行われ、その多くが不良債権化しておりました。

平成10年6月、前理事長（平成12年12月18日辞任）は、就任とともに債務者の財務内容の実態調査把握、担保物件の評価替等を行った結果、特に大口貸出を中心として多額の不良債権が存在することが明らかになりました。

これらを要因に、平成11年3月期決算において大幅な債務超過となりました。（当期損失2,075

百万円、組合員勘定△1,314百万円、自己資本比率△21.72%)

こうした状況の中にあって、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

融資審査はほとんど理事長専決であり、融資審査体制が欠落していました。さらにその審査内容は極めて杜撰であるとともに、不明・不十分な点が多くみられることや、貸出金の回収・管理も不十分であり、加えて役員に対する貸出については期初の理事会において長短の区別なく借入限度額もあいまいなまま包括的承認をなすなど、理事会のチェック機能は全くなかったものと思われます。

また、当組合の職員と取引先である在日朝鮮人とが強い同胞意識で結ばれていることも影響したのか不良債権の回収意欲は低かったものと思われます。

さらに、優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた跡が見られません。

このように、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

平成10年12月末基準で自己査定した結果、15億円を超える貸倒引当と7億円を超える貸出金償却が必要となることが判明し、債務超過に陥ることが明らかとなりました。

その後10年度決算において当期損失2,075百万円を計上し、組合員勘定は△1,314百万円、自己資本比率も△21.72%と大幅な債務超過となりました。

(2) 自己資本回復の断念

以上の状況を踏まえ当組合の出資金規模、利益水準からみて限られた時間内での自己資本比率4%以上の確保は困難と判断し、平成11年5月12日に開催した定例理事会において金融再生法第68条に基づく申出を承認可決し、平成11年5月14日破綻を公表するとともに金融再生法第68条の申出をしたものであります。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、その主な取引先である青森県内在住在日朝鮮人の経営する企業の業種構成を反映しパチンコ店等の遊技業、飲食業、特殊ホテル業等を中心として中小零細企業者への融資が多くを占めております。

<貸出金残高推移> 店舗：1店（11年12月24日八戸支店廃止）

（単位：百万円、％）

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均 (12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	4,557	100.0	4,312	100.0	4,216	100.0	49,091	100.0
うち中小企業	3,905	85.7	3,803	88.2	3,926	93.1	35,524	72.4
うち個人	652	14.3	509	11.8	290	6.9	13,143	26.8
うちその他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	424	0.8

2. 預金業務

当組合の預金業務については、個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への訪問活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗：1店（11年12月24日八戸支店廃止）

（単位：百万円、％）

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均 (12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	10,171	100.0	9,787	100.0	5,761	100.0	69,315	100.0
うち個人預金	7,072	69.5	6,947	71.0	4,993	86.7	54,553	78.7
うち法人預金	819	8.1	1,195	12.2	763	13.2	12,000	17.3
うちその他	2,280	22.4	1,645	16.8	5	0.1	2,762	4.0

※「その他」には金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券は国債と株式であり、その内国債については平成13年2月9日に全額売却したので、現在は在日本朝鮮信用組合協会及び全国信用協同組合連合会の情報関連会社の株式（簿価1百万円）となっており、今後も新たな投資は行いません。

<投資有価証券残高推移>

（単位：百万円）

	10年3月末	11年3月末	12年3月末	13年3月末	13年3月末の評価損益
投資有価証券	28	28	28	1	0
国債	27	27	27	—	—
株式	1	1	1	1	0

(2) 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

（13年3月末現在）（単位：百万円）

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	1	45	82	37	1	234	41
所有 不動産	1	60	25	△35	1	73	36

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

（単位：百万円、％）

区 分	11年3月期		12年3月期		業界平均(12年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	39	0.9	2,086	49.5	1,381	2.8
延滞債権	1,063	24.6	306	7.3	2,965	6.0
3ヵ月以上延滞債権	1,430	33.2	40	0.9	401	0.8
貸出条件緩和債権	0	0.0	0	0.0	2,328	4.7
合 計	2,532	58.7	2,432	57.7	7,075	14.4

<金融再生法に基づく開示債権の状況>

(単位：百万円、%)

区 分	平成12年3月期		業界平均(平成12年3月期)	
	債権残高	債権に占める割合	債権残高	債権に占める割合
破産更生債権及 及びこれらに準 ずる債権	2,086	49.5	3,116	6.0
危険債権	306	7.3	2,998	5.8
要管理債権	40	0.9	2,170	4.2
正常債権	1,784	42.3	43,363	84.0
合 計	4,216	100.0	51,647	100.0

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の事業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の事業地域において、引続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制を確立し、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡先については、去る平成11年9月14日、朝銀北東信用組合と事業譲渡契約を締結していますが、まずは当組合が管理を命ずる処分を受けるに至るまでの間の業務運営の状況を踏まえ、金融整理管財人の下、適切な業務運営と経営責任の明確化に万全を期してまいりたいと考えております。

以上